

## 「コミュニティ利益会社」の法的性質

### The legal nature of "Community Interest Company"

吉田 夏彦

Natsuhiko Yoshida

#### はじめに

近年、会社法の分野では「企業の社会的責任」が再び重要視されるようになり、様々な議論が巻き起こっている。そもそも、「企業の社会的責任」に関する議論は、1929年から始まった大恐慌時代に本格的に行われるようになった。失業者の増大が、当時の深刻な社会問題であったからである。そのような状況において、経済学の分野ではケインズ革命と呼ばれる対応策が採られたが、法律学の分野においてもバーリー・ドットの論争を代表とする「企業の社会的責任」に対する会社法的アプローチが試みられた。

しかし、バーリー・ドットの論争によって明らかにされたことは、「企業の社会的責任」に対する会社法的アプローチには、次のような理論的限界が存在することである<sup>1)</sup>。

すなわち、会社が株主の利益のために存在していることは、19世紀後半から会社法の大原則となっている。そのため、会社の取締役は、株主に対して受託者的義務を負い、株主のために会社利益を追求しなければならない。このような伝統的な法原則に反して会社が社会的責任を負い、株主に対してだけでなく従業員や一般大衆に対してまでも義務を負うとすれば、取締役

にこれらの利害の対立する諸集団の利益を調整するという実現不可能に近いことを強いるばかりでなく、これまで取締役の行動を測定してきた株主の利益という法基準が、実質的にその機能を失うことになる。

したがって、会社に株主以外の利害関係諸集団に対しても義務を負わせるのであれば、株主の利益という法基準に代わるべき新しい法基準が用意されなければならないはずであるが、残念ながら、このような新しい法基準は、容易には準備されることができないようである。その限りにおいて、株主の利益という法基準は、その重要性が強調されなければならない<sup>2)</sup>。

こうした伝統的な会社法理論を踏まえ、わが国では、「会社の目的」は「株主利益の最大化」であり、株主の長期的な利益を最優先させることこそが、「会社法の目的」である、会社に法令・社会規範を遵守させつつその富の最大化による社員(株主)への分配の実現に資するものである、とする見解が通説となっている<sup>3)</sup>。

だが、ここで、わが国の現行会社法の条文上、そのように解することが理論的な妥当性や整合性を有することは認めざるを得ないとしても、現実の経済社会におけるすべての社員(株主)に

とっての、あるいは、将来、社員(株主)となろうとする者にとっての「利益」とは、具体的な「富の分配額」だけなのか、という疑念が生じる。

というのも、近年の「企業の社会的責任」論においては、「持続可能な経営」(Sustainable Management)あるいは「企業経営における持続可能性」という概念が、その理論の根幹を形成しているからである。そこには、従来の伝統的な会社観に基づき利潤追求のみを目的とする企業はその存在意義が社会的に認知されないことにより、永続的な事業展開ができなくなる可能性が高く、結果的に株主の利益を害するという考え方がある。さらに、このような考え方があらゆる場面で環境に与える負荷を制御できる立場にあり、真の持続可能な社会を目指すのであれば、企業経営が従来のシステムから大きく転換することなしに、現代文明が直面する問題に対応することができないという認識が拡がりつつあるという事実がある<sup>4)</sup>。

そして、1980年代以降、このような社会的要請に応える形で、社会問題の解決を目的として収益事業に取り組む事業体(Social Enterprise; 以下、社会的企業という。)が出現し、幅広く企業活動を展開しつつある<sup>5)</sup>。

本稿では、こうした社会的企業のうち、2004年に改正されたイギリス会社法によって設立が可能となった「コミュニティ利益会社」(Community Interest Company; 以下、CICといふ。)の概要を紹介し、その法的性質についての検証を行う。それは、CICが、「営利を目的としない会社」という、従来の伝統的な会社概念

を大きく転換した新しい会社形態だからである。本稿におけるこの作業から、前述したような「従来のシステムから大きく転換する」企業経営のあり方を、会社法の観点から提示できる可能性があるのではないかと考えている。

## 1 社会的企業の台頭理由

現在われわれは、多様な社会的課題に直面している。例えば、高齢化社会の問題、障害者雇用の問題、地球環境の問題、ホームレス問題、青少年教育の問題、コミュニティ開発の問題、途上国支援の問題など、枚挙にいとまがない。これらの中には、地球環境問題のように、一国の政府が単独で責任を負うには荷が重すぎる課題がある一方で、不法難民支援のような、そもそも政府が公式には扱えない課題、あるいは、社会的に差別された人々への細やかな就職支援など、政府が個別に解決を図るには「小さすぎる」、ローカルでマイナーな課題が存在する<sup>6)</sup>。

そして、このような多様な課題を抱えている現代の社会経済システムにおいて、これらの課題の解決を誰が図るのか、多様化した社会のニーズに対応するサービスを誰が提供するのか、ということが議論されている。かつてのように大きな政府が一元的に管理し、様々な社会サービスを一方的に提供していくシステムはすでに限界に達しており、国境を越える課題には一国の政府だけでは対応しきれない。また、1980年代以降、先進諸国では小さな政府化が進められてきたが、従来の市場が政府の代替機能を完全に果たせるわけではないし、グローバル化している市場社会に統一的な新たな道徳規範が構築されているわけでもない。これまでの経済至上主義が様々な社会・環境問題を引き起こしてい

る現在、社会的に責任ある企業が求められ、持続可能な社会経済システムのあり方が問われている<sup>7)</sup>。

ところで、社会経済システムにおいて主導権を有するのは政府か市場かという議論は、経済学、特に経済政策の分野で古くから行われてきた。しかし、人々の価値観が多様化し、市民社会組織が成熟する中、従来の二者択一的な発想では現在われわれが直面している社会的諸課題を解決することは困難であることが、次第に明らかになってきた。そうした状況下、第三のセクターとして台頭してきたのが、非営利組織(Non-Profit Organization; 以下、NPOといふ。)である。各種 NPO がローカルあるいはグローバルな社会的課題に対して自発的に取り組もうとする動きには、多くの支持が集まっている。もっとも、われわれが現在直面している社会的課題は、政府、市場、NPO のいずれか 1 つのセクターだけで解決できるものではない。各セクターが協働していくことが必要であり、その仕組みが求められている<sup>8)</sup>。

また、同時に、NPO セクターの多様化も進んでいる。従来の慈善型 NPO だけではなく、最近では、社会的に有用な商品やサービスを有償で提供する事業型 NPO も台頭し、支持を得ている。さらに、従来の市場セクターを形成する企業のあり方も変化してきており、社会的課題への取り組みは、NPO 形態だけではなく会社形態によっても広がりを見せ始めている。社会的課題の解決を目的とする新しいスタイルの企業や社会志向型企業が台頭してきている。さらには、一般企業においても、「企業の社会的責任」への関心の高まりとともに、社会的事業を開発

したり、企業が行う社会貢献活動もその対象領域が拡大するなど、社会的課題への取り組みが注目されている<sup>9)</sup>。

こうした動きは、われわれに、企業とは何か、NPO とは何かを改めて問いかけている、ということができる。企業は経済的主体ではあるが、その活動の過程や結果において、社会やそのステークホルダーに大きな影響を与えていた。その意味で、企業は社会的な存在であり、会社という法人形態により、事業活動を通して社会的課題に関与していくというビジネススタイルを、従来の会社概念とは異なるという理由で否定することはできない。また、伝統的な慈善型 NPO の活動スタイルにとどまらず、社会的商品やサービスの提供を行う事業型 NPO の活動を、単なる金儲けであると断じることはできない<sup>10)</sup>。要するに、現在の経済社会において、政府、市場、NPO といった各セクターの活動領域に、明確な境界線を引いて論じること自体に無理が生じ始めているのである。

## 2 CIC 規則の成立過程

イギリスにおいて、コミュニティの利益に貢献する非営利団体の大半は、監督機関である「チャリティ委員会」によって資格を認定されたチャリティ(charity)により活動している。しかし、チャリティの規定は、組織の運営上、以下のような制約があった<sup>11)</sup>。

### (1) 法人格とチャリティ資格の二重の規制

有限責任保証会社(Company Limited by Guarantee; 以下、CLG といふ。)などの法人形態をとるチャリティは、チャリティ委員会の規則と会社法との両規制に従わなければならなかつた。

## (2)株式発行の禁止

チャリティ資格を取得する社会的企業の多くは CLG の形態をとるが、株式の発行は認められない。一方、有限責任の株式会社(Company Limited by Shares; 以下、CLS という。)では一般的にチャリティ資格を得ることができない。また、チャリティ団体の起業活動は禁止されている。

## (3)無報酬の理事により構成される理事会

報酬を求める創設者や経営者その他の専従有給スタッフは、理事会に入ることが原則として認められない。これは経営の観点からは障壁となっていた。

## (4)社会情勢の変化と「チャリティ」の定義変更

従来のチャリティの定義が社会の実情に合致しなくなり、非営利目的セクターやコミュニティ利益に貢献する団体に適合する柔軟な組織形態が求められていた。さらに、イギリス政府も、1980 年代頃から、コミュニティ利益に貢献する活動を労働・雇用政策および社会政策ととらえるようになり、事業ベースの社会的企業の活性化が図られるようになってきた。以上の背景から、社会的企業に対して、最適な形式の法人格が必要であると考えられ、その制度化が要請されるようになった。

2004 年、会社法第 2 部に CIC 規定が設けられ、2005 年 6 月に CIC 規則が制定、CIC の制度化に至った。CIC 規則のコンセプトは、2002 年にイギリス政府が発行した報告書「民間活動と公益(Private Action, Public Benefit)」において言及された。例えば“Private Action , Public Benefit—A Review of Charities and the Wider Not-For-Profit Sector”では、“Reforming the

Legal Framework”という章が立てられており、非営利組織の法人形態についての議論が深められている。そこで、社会的企業が直面している法制面での問題として、①資産保護の欠如、②ブランドや認知の不足、③資金調達面での障害、④登記コストの問題(特に産業共済組合 /Industrial and Provident Societies: 以下、IPS という。)の登記が複雑で時間がかかることなどが挙げられている。また、同報告書においては、CIC に関する記述も見られ、CIC 規則に基づく法人の制度上の特徴に関して、次のような例示が行われている<sup>12)</sup>。

①チャリティやその他の利潤追求を目的としない組織は、成長するにしたがって法人格を確立する必要性に直面することが多い。

②チャリティのために考案された法人形態はない。社会的企業が活用可能な法人形態も、そのニーズを十分に満たすものではない。したがって、資産の保護と強力なブランドの保護の双方を十分に行なうことができず、資金調達上の困難が見られる。

③社会的企業のための新しい法的形式である CIC は、資産を構成員や株主へ分配されることから守り、小規模のコミュニティに密着した社会的企業家のために強力かつ新しい非営利ブランドをつくることが可能である。

④産業共済組合は有用な仕組みである。しかしその構造は十分に活用されておらず、評価もされておらず、時代遅れの形態となっている。産業共済組合に関する法案は、下記に挙げる主要な変更点とともに改革されるべきである。

(i)組織の名前を協同組合やコミュニティ・ベネフィット・ソサエティ(Community Benefit

Society)に変えること

(ii) 住宅金融組合(Building Society)に関する現在の規則を踏まえ、変革のための閾値を上げること

(iii) 公共の目的のために、資産を永久に保護するオプションをコミュニティ・ベネフィット・ソサエティに与えること

(iv) 産業共済組合の法律制定が、会社法の進展・変化に遅れをとらないようにすること

さらには、“Private Action , Public Benefit”の発行にあたり、バックグラウンドペーパーとして作成された“Private Action , Public Benefit – Organisational forms for social enterprise”では、さらに詳細に新たな法人制度について検討された経緯が見られる。この中では新たに設立する法人制度について、以下の要件が例示されている<sup>13)</sup>。

(a) 取引をし、余剰を生み出し、社会的目的のために資産を生み出す能力を持つ法人

(b) 利益分配をしない性質を確立した法人

(c) 組織が営利目的に転換することを防ぐため、永久に公益目的に充てられる資産を持つこと

(d) 革新的で起業家的な活動を阻害しないのと同時に、悪用を防ぐ規制を持つこと

(e) 積極的な出資者の参加を可能とするような、多様で柔軟なガバナンス

(f) 「公益」というブランドを強く体現できること

(g) 様々な金融手段が活用できること

(h) 出資者あるいは株主の有限責任

(i) 合併や買収が出来ること

(j) 異なる法人形態間を移行できる可能性を持つこと

CIC 規則の新設の目的について、BIS(Department for Business Innovation & Skills)は、「社会的企業のためにテーラーメードで新しいタイプの会社を作る」こと、あるいは、それにより「地域コミュニティや地域コミュニティのために活動する市民を後押しすること」だ、と述べている<sup>13)</sup>。

## 2 CIC 規則の概要

### (1) 選択可能な法人制度

CIC 規則では、CIC としての法的地位を取得するためには、次の 3 つの会社形態から法人格を選択しなければならないとされている<sup>14)</sup>。

- ① 保証有限責任会社(Company Limited by Guarantee)
- ② 非公開有限責任株式会社(Private Company Limited by Shares)
- ③ 公開有限責任株式会社(Public Company Limited by Shares)

イギリスの 2006 年会社法(Companies Act 2006)において、会社(company)は公開会社(public company)と私会社(private company)に分類される。公開会社とは、株式有限責任会社(company limited by shares)と株式資本を有する保証有限責任会社(company limited by guarantee and having a share capital)のうち、基本定款(certificate of incorporation)において公開会社である旨の定めをおき、かつ、公開会社としての登記または再登記に関する一定の要件を充足するものをいう。公開会社は、有価証券の公募が許され、かつ最低資本金制度が適用されるのが特徴である。

このほか、政府が発行する CIC に関するガイドラインでは、IPS を CIC 規則に基づく法人に転

換する場合や、チャリティを CIC に転換する場合の手続きについても記載されている。IPS とは、イギリスに 1852 年から存在する法人制度で、FSA(Financial Services Authority)によって登録が行われている。IPS には Housing Cooperative や Working Men's Club、Women's Institute Market、Mutual Investment Companies(相互投資会社)など多様な事業が見られるが、1965 年に制定された Industrial and Provident Societies Act 1965においては、IPS のカテゴリは大きく co-operative と societies for the benefit of the community(いわゆる BenCom)の 2 種に類型化された。前者は組合員に対する便益の提供を、後者は広く一般社会への価値提供を行っており、チャリティ団体としての法的地位の獲得も可能である<sup>15)</sup>。

イギリスでは、社会的企業が法人格として IPS を選択し事業を行っている例が多く見られる。そこで、CIC 規則が設置された際、Industrial and Provident Societies Act 1965 に基づき、IPS が IPS から一般の会社形態へいったん転換し、その後 CIC 規則に基づく法的地位を取得する方法が示された。また、同ガイダンスでは、チャリティ団体と CIC 規則に基づく法人の関係性についても記述されている。

すなわち、チャリティは公益性テスト(Public Benefit Test)をクリアする必要があり、また、チャリティ委員会(Charity Commission)による監督を受けなければならない。チャリティ委員会はチャリティの唯一の規制監督機関であり、チャリティ団体は厳格な規則に沿って運営することが求められている。そのような規制監督面の厳格性の裏返しとして、チャリティは法人

税・所得税・付加価値税・寄付税制等において広範な税制優遇を受けることができる。CIC 規則に基づく法人は、税制上の優遇を享受していない代わりに、チャリティと比べて相対的に登記・監督上の厳格性が緩い。したがって、CIC とチャリティは二重に取得することが認められていないのである<sup>16)</sup>。

## (2) コミュニティ・インタレスト・テスト<sup>17)</sup>

CIC としての法的地位を取得した法人は、通常の会社組織と異なり、コミュニティに対する利益の提供をその目的とすることが求められる。ここでいうコミュニティとは、物理的・地理的範囲を指すものではなく、広く一般社会にとっての利益と解釈すべきであるとされている。

申請企業の活動に関し、真にコミュニティの利益になるものかどうかについて CIC 監督局(Office of the Regulator of Community Interest Companies)が行うチェックを、コミュニティ・インタレスト・テストという。CIC 監督局は、「コミュニティ・インタレスト・テストは理性的市民(reasonable person)から見てコミュニティの利益を満たしていると考えられれば通過する」との見解を示している。具体的には、以下の 3 つの観点からの記載が求められている。

### ① 設立の目的

コミュニティ・インタレスト・テストでは、組織の設立目的を明記しなければならない。また組織の設立の目的は、コミュニティの利益を増大させるためのものでなければならない。

### ② 当該組織が関与する事業範囲に関する記述

当該組織の個々の事業が全て直接的な地域の利益となっている必要はない。例えば、事業の 1 つとして商品の製造販売を行なっている組織

があった場合、製造販売自体は収益を目的とする事業であるケースがほとんどである。したがって、商品販売が直接地域利益に関わっているわけではない。しかし、製造販売から得られた利潤がコミュニティの利益増進のための事業に使われるなど、間接的に利益が供される場合もCICとして認められる。

また、一部の事業が商業的であったとしても、その他の事業がコミュニティへの貢献度合いが強ければ、CIC規則に基づく法人として認められるケースもある。この点について、BISからは、CICとしての法的地位を有する法人は、法人が実施するすべての活動においてコミュニティへの利益を提供しなければならないわけではないが、活動は何かしらの形でコミュニティへの貢献を確実に示す必要がある、とのコメントがなされている。

### ③活動により利益を得られる対象者（受益者）に関する記述

コミュニティ・インタレスト・テストでは、特定の雇用者のみの利益を追求する組織をCICとすることを否定している。CIC規則に基づく法人は、従業員および役員に対して利する組織ではなく、コミュニティに存在するより広いステークホルダーに対して利益を提供する組織だと考えられているためである。ただし、これは、CIC規則に基づく法人が自社の株主等特定の利益を受けるメンバーや、従業員のために活動することを禁止するものではない。

例えば、CICが従業員や取締役に給料を支払わないとしたら、CICはコミュニティにとって有益なことを十分に提供することができなくなる。また、CICが株主に対して配当を支払うこ

とで、投資家を引きつけることができるのだとすれば、そのような方法を取っても構わないとされている。また職を得られる見込みが乏しい障害者等、社会的な必要性が認められる者に対して雇用を提供することは、こうした活動が広範なコミュニティの利益に資するため、コミュニティ・インタレスト・テストを通過すると考えられている。

なお、政治活動を目的とする組織は、その組織の子会社も含めてCIC規則に基づく法人になることができない。これは監察当局がコミュニティ・インタレスト・テストにより認定を行なうこと、特定の政治目的や政治的見解・論争に加担することを防ぐためである。

### (3)アセットロック<sup>18)</sup>

アセットロックは、CIC規則に基づく法人が活動によって得た収益を、コミュニティの利益に活用することを求めるために設置された制限であり、構成員に対する利益分配や資産の分配について、一定の制限を課すことを意味している。これは、出資者や従業員の利益ではなく、広く社会への利益をもたらすことを目的とするCIC規則の基本的な特徴を示すものである。アセットロックは、投機的な理由やハイリターンを目的としてCIC規則に基づく法人に対し投資を行うベンチャーキャピタリスト等から、CICを保護する（利潤の極大化を目的とする投資家にとって一般的に大きな魅力となる金銭的なメリットを予め低減する）ことも意図されている。アセットロックは、CICのほかにチャリティ、IPSにも適用される。またイギリス国外で設立された組織で、CICやチャリティ、IPSと同等の組織の場合も対象に含まれる。

アセットロックの具体的な手段としては、CIC 規則に基づく法人には配当キャップ(The Dividend Cap)と呼ばれる制限が課せられている。配当キャップが適用されるのは、株式を発行する法人形態を選ぶ CIC である。CIC としての法的地位を有する会社は、CIC 以外の株式会社と同様に、株式を発行することができる。しかし、通常の株式会社とは異なり、株主への配当に対して、次の 3 つの要素によって構成される cap (上限) が設けられている。すなわち、

①1 株あたりの最大配当率についての制限が設けられている。現在のところ、イギリンド銀行の貸出基準金利に比べて 5%高い制限を設定されている。ただ、これらの基準値は、レギュレーターの協議によって、あるいは国務長官の承認で変動することがある。

②最大総配当率（利益に関する総配当率）に制限が設けられている。現在のところ、分配可能利益の 35%までを配当として投資家に還元することができる。

③未配当分の繰越に関し、5 年を超えて繰り越すことができないという制限が設けられている。

#### (4)年次報告書の提出<sup>19)</sup>

CIC 規則に基づく法人は、毎年必ず CIC レポート(Community Interest Company Report)と呼ばれる年次報告書を提出しなければならない。CIC 規則には、レポートの最低記載事項が定められている。また通常の会社と同様、会計監査に関するレポートの提出も求められており、この両者は会社登記局に同時に提出する必要がある。CIC レポートの原本は会社登記局に保存され、登記局を通じて CIC 監督局に複写が提供さ

れる。年次報告書に記載すべき事項は、以下の通りである。

①取締役の賃金総計等の取締役の報酬の情報、②最も賃金を貰っている取締役の詳細、③取締役の役員報酬の総計が 200,000 ポンドを超えた場合はその旨、④ストックオプションの権利行使をした取締役数の詳細、⑤CIC が提供した地域利益の詳細、⑥CIC が活動にどうステークホルダーを巻き込んだかに関する記述、⑦配当に関する記述、⑧株式配当や業績に関連した配当の状況、⑨キャップ制度への法令遵守状況、⑩資産譲渡に関する情報、あるいは活動する地域社会への利益。

#### (5)CIC 監督局<sup>20)</sup>

##### ①CIC 監督官

CIC 監督官(The Regulator of Community Interest Companies)とは、2004 年会社法において、ビジネス・規制改革省 (The Secretary of State for Business, Enterprise and Regulatory Reform/BERR4) により新たに設置された公職である。監督官の機能と権限は、CIC 規則において以下のように定められている。

まず、監督官の持つ主な機能は、i)新たに申請のあった組織、あるいは既に CIC としての法的地位を有する会社について、CIC 規則に基づいた組織として適格な要件を満たしているかどうかについて判断をすること、ii)必要な場合において、CIC に関する不服申し立てにつき判断を行うこと。あるいは法施行の状況について判断を行うこと、iii)CIC に関する情報を提供すること、あるいは CIC について何らかのサポートを行うこと、である。

次に、監督官の権限としては、i)会社の運営状

況に関し詳細な調査を行うこと、ii)公認会計士によって監査済みの年次報告を要求すること、iii)CIC の名において（代理として）民事手続きを行うこと、iv)取締役の任命や解除を行うこと、v)経営者の任命を行うこと、vi)会社清算手続きを行うこと、vii)解散命令を発すること、viii)CIC の再登録を行うこと、である。

## ②CIC 監督局

CIC 監督局は、CIC 監督官の業務をサポートするオフィスである。CIC 監督官および監督局は、政府(BERR および BIS)から財政的な支援を受けているが、政府から独立した権限を持つ。CIC 監督局のオフィスは、会社登記局内に設けられている。会社登記局は、イギリス全土で 3 基点において事業所が開設されている。イングランド地方とウェールズ地方については、ウェールズの首都カーディフに一括して窓口が設置されている。北アイルランドとスコットランドにはそれぞれ窓口が開設されている。CIC 監督局は、ウェールズの首都カーディフにある会社登記局内にオフィスを構えており、イギリス全土の CIC を一括して管理している。

## 結びに代えて

CIC は、確かに従来の伝統的な会社概念を大きく変えるものではあるが、上で述べたように、新しい会社類型として創設されたものではなく、イギリス会社法における既存の会社類型の範疇から法人格を選択させる、という設立形態を探っている。したがって、市場セクターに属する会社としての設立の容易さと事業運営の自由さを併せ持つとともに、公益性を有する団体としての公的なガバナンスに関する規制を受ける。それは、両者のメリットを享受することができ

るということではあるが、一方で、両者のデメリットも引き受けることである。

つまり、CIC として登記することにより、公的な監督を受けている、社会的課題の解決を目的とする組織である、という社会的信用を得ることはできる。しかし、そのための保証として、構成員に対する利益や資産の分配について一定の制限が課され、会社としての年次報告書と CIC としての年次報告書の双方を提出する義務を負う。このことは、次のような問題を生じさせる恐れをはらんでいる。

まず、アセットロックによって残余財産処分権が実質的に制限されることは、同時に創業者、経営者への配当も制限されることであり、事業継続のモチベーションを阻害する危険性がある。また、二重の年次報告書の提出は、事務処理の煩雑さ生じさせ、CIC 設立あるいは移行への障害となる可能性がある。

さらに、CIC は、配当を受ける権利をもつ投資家向けの株式を発行することができるが、この株式を通じた会社経営への影響力の行使をいかにコントロールするかが問題となる。コミュニティ利益を目的とする CIC と、短期的な収益を目的とする投資家との利害を調整し、効率的な経営を行うという難しい舵取りが必要となる可能性が大きい、と予想される。

## 注

<sup>1)</sup> 森田章『現代企業の社会的責任』88 頁(商事法務研究会、1978 年)

<sup>2)</sup> 森田・前掲注 1) 88 頁～89 頁。なお、この考え方には、現在においても、企業の社会的責任否定論者の理論的根拠となっている。

<sup>3)</sup> 落合誠一「会社法の目的」浜田道代・岩原紳作編『会社法の争点』5 頁(有斐閣、2009)

<sup>4)</sup> 加賀田和弘「企業の社会的責任(「企業の社会的責任」) : その歴史的展開と今日的課題」KGPS Review(関西学院大学大学院総合・政策研究科)7号(2006)58頁。なお、「持続可能な経営」の詳細に関しては、環境経営学会のサイト(<http://www.smf.gr.jp/>)を参照。

<sup>5)</sup> なお、社会的企業については、学問分野あるいは論者によって様々な定義付けがなされており、未だ確定したものとはなっていない。また、Social Enterprise の訳語として社会的企業を当たることは、企業法説の立場を探る場合には、適切ではないように思われる。しかし、本稿は「営利を目的としない会社」を紹介することを目的とすることから、あえて、Social Enterprise =社会的企業として記述する。

<sup>6)</sup> 谷本寛治編著『ソーシャル・エンタープライズ社会的企業の台頭』1頁(中央経済社、2006年)

<sup>7)</sup> 谷本・前掲注6)1頁～2頁。

<sup>8)</sup> 谷本・前掲注6)2頁。なお、わが国でNPOという場合、特定非営利活動促進法に基づいて設立される特定非営利活動法人を指すことが多い。しかし、ここでいうNPOは、現在解決が求められている社会問題に取り組む民間の非営利組織をいう。

<sup>9)</sup> 谷本・前掲注6)2頁。

<sup>10)</sup> 谷本・前掲注6)3頁。

<sup>11)</sup> 境新一「社会的課題解決ビジネスと社会的企業に関する考察—イタリアの社会的協同組合とイギリスのコミュニティ利益会社の事例をふまえて—」成城・経済研究187号(2010)337頁～338頁。

<sup>12)</sup> “Private Action , Public Benefit—A Review of Charities and the Wider Not-For-Profit Sector”(2002),pp.49-58.

『社会的企業についての法人制度及び支援の在り方に関する海外現地調査報告書』(内閣府 政策統括官(経済社会システム担当) 委託調査)(2011)2頁～3頁。なお、この報告書は、平成23年10月31日現在、以下のURLにおいて閲覧することができる。

[www5.cao.go.jp/npc/pdf/syakaiteki-kaigai.pdf](http://www5.cao.go.jp/npc/pdf/syakaiteki-kaigai.pdf)

<sup>13)</sup> “Private Action , Public Benefit—Organisational forms for social enterprise”(2002),pp12-16.

<sup>14)</sup> 報告書・前掲注12)3頁。

<sup>14)</sup> The Community Interest Company Amendment) Regulations 2009,26(1)(a)(b).

<sup>15)</sup> 報告書・前掲注12)3頁。

<sup>16)</sup> 報告書・前掲注12)4頁。

<sup>17)</sup> 報告書・前掲注12)4頁～5頁。

<sup>18)</sup> 報告書・前掲注12)5頁～6頁。

<sup>19)</sup> 報告書・前掲注12)7頁。

<sup>20)</sup> 報告書・前掲注12)15頁～16頁。